

# 群馬のプラスワン応援事業費補助金交付要綱

## (通則)

第1条 群馬のプラスワン応援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (目的)

第2条 群馬県内で開催される学会、大会及びスポーツ大会（以下「コンベンション」という。）において、参加者が県内を周遊する取組等を行うコンベンションの主催者等に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、コンベンション開催による経済効果をコンベンション開催地域に限らず、県内全域に波及させ、本県経済の活性化及び発展に資することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 学会

科学者により構成される団体で、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするもの（以下「学術研究団体」という。）が主体となり、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会その他これに準ずるものを行う。

### (2) 大会

各種の団体又は組合等の構成員、専門家等が特定の課題に対して意見の発表及び討論、又は主張の公表などを行う集会その他これに準ずるものを行う。

### (3) スポーツ大会

各種の団体又は組織が、スポーツの振興又は競技力の向上を図るために開催する大会をいう。

### (4) エクスカーション

コンベンション主催者等（以下「主催者」という。）によって企画され、予め参加者に対して周知されたコンベンションの前後又は開催期間中に行われる観光、視察を行う。

### (5) 会場間の移動

コンベンションの日程に予め組み込まれ、県内の異なる市町村で開催する会議、懇親会等の会場間の移動をいう。

## (補助対象となるコンベンション)

第4条 補助対象となるコンベンションは、群馬県内で連續2日以上開催されるコンベンションで、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、開催日数が1日であっても、コンベンション終了後に県内における宿泊の日程が予め組み込まれている場合は、連續2日以上の開催とみなす。

### (1) 学会・大会（国内）

ア 県外からの参加者が 100 人以上であること

イ 関東ブロック以上の規模であること

(2) 学会・大会(国際)

ア 日本を含む 2ヶ国以上からの参加者があること

イ 国外からの参加者が 20 人以上であること

(3) スポーツ大会

ア 県外からの参加者が 100 人以上であること

イ 全国大会以上の規模であること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

(1) 国又は地方公共団体が主催するもの

(2) 営利を目的とするもの

(3) 宗教活動又は政治活動を目的としたもの

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの

(5) 本制度とは別に、群馬県から補助金等金銭の交付を受けるもの

(6) 次に掲げる法人その他団体又は個人が関与するもの

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(7) その他、知事が適当でないと認めるもの

(補助対象事業及び補助金額)

第 5 条 補助金の交付対象となる事業、経費及び補助金額は、前条の補助対象となるコンベンションに付随して実施される事業で、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) エクスカーション

ア 宿泊（県内 1 泊以上）の場合は 10 人以上の参加、日帰りの場合は 20 人以上の参加があること

イ 群馬県内の観光地等を 1ヶ所以上立ち寄ること

(2) 会場間の移動

2 補助の対象とする経費は、事業の実施に要するバス借り上げ費用とする。

3 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額で、100 万円を限度とする。ただし、県内に事業所を有しないバス事業者（以下「県外バス事業者」という。）を利用した分の補助金の額は、1 日につき、バス 1 台当たり 2 万 5 千円を上限とし、合計で 30 万円を限度とする。

4 前項に基づく補助金の額は、千円未満の端数が発生した場合、これを切り捨てる。

5 前2項により算出された補助金を算入することによって収入が支出を上回る場合は、収支が一致する額を上限とする。

(補助対象事業の指定)

- 第6条 補助を受けようとする主催者は、補助事業を実施する日の1ヶ月前までに、群馬のプラスワン応援事業費補助金補助対象事業指定申請書（様式第1号）（以下「指定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の指定申請書が提出された場合には、指定の適否を決定し、適當と認めるときは、群馬のプラスワン応援事業費補助金補助対象事業指定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による指定を受けた主催者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行において第4条第2項6号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- 4 第2項の指定は、条件を付してすることができる。

(計画の変更)

- 第7条 補助事業者は、第9条に規定する交付申請をするまでの間に、既に提出した指定申請書の内容について変更（第4条及び第5条に規定する交付の要件に影響しない軽微な事項を除く。）が生じたときは、速やかに群馬のプラスワン応援事業費補助金補助対象事業指定申請書変更届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(指定の辞退)

- 第8条 補助事業者は、次条に規定する交付申請をするまでの間に、補助対象事業に係る計画の中止又は第4条及び第5条に規定する交付の要件を欠くに至る変更が生じたときは、速やかに群馬のプラスワン応援事業費補助金補助対象事業指定辞退届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付申請及び実績報告)

- 第9条 補助事業者が規則第4条の規定により提出しなければならない交付申請書及び規則第11条の規定により提出しなければならない実績報告書は、様式第5号のとおりとし、補助対象事業終了後、1ヶ月以内又は補助対象事業の最終日の属する会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、群馬のプラスワン応援事業費補助金交付申請書兼実績報告書を提出するに当たり、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定及び確定通知)

第10条 規則第5条第3項の規定により交付する文書及び規則第7条第1項に規定する補助金の額の確定通知は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条に規定する群馬のプラスワン応援事業費補助金交付決定兼確定通知書を受理後、群馬のプラスワン応援事業費補助金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第12条 補助事業者は、第9条の規定による実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金における消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、群馬のプラスワン応援事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合、知事は、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、本補助金に関係する帳簿及び証拠書類を交付決定日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 規則第13条第1項のほか、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、知事は補助金交付の決定を取り消し、期限を定めて、その償還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱に違反したとき
  - (2) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用したとき
  - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき
  - (4) その他、知事が不適当な事由があると認めたとき
- 2 前項各号のいずれかに該当し、補助金の交付決定の取消しを行う場合の補助金の返還額はその交付額の全額とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。